一般社団法人 北海道建築技術協会　定　款

第１章　　総　　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般社団法人北海道建築技術協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第２章　　目 的 及 び 事 業

（目　的）
第３条　この法人は、北海道等における建築物の品質、居住環境及び耐久性等の向上を図るための調査研究、研修会等の開催、普及・啓発等に関する事業を行い、建築業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、もって産業の振興並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、北海道等において次の事業を行う。
（１）　建築に係る技術・品質・耐久性・住環境等の向上、環境負荷の低減、既存建築物の診断・補修技術向上のための調査、研究、技術開発に関する事業
（２）　建築に係る技術の普及啓発・情報提供、助言・指導・相談等に関する事業
（３）　建築技術者及び技能者の育成・研修、資格認定に関する事業
（４）　住宅建築の技術等に係る一般消費者への普及啓発・情報提供、助言・相談等に関する事業
（５）　建築に係る関係機関及び関係団体との情報交換及び連携・協力に関する事業
（６）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会　　員

（法人の構成員）
第５条　この法人に次の会員を置く。
（１）　正 会 員　　建築又は建築関連産業を営み、若しくは従事する者又は建築に係る研究・開発に携わる者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）　特別会員　　建築に関する豊富な知識・経験を有する者のうち、総会において推薦された者
２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

３　団体である正会員は、この法人に対して代表者としての権利を行使する者１名を定め、これを会長に届け出るものとする。

（会員の資格の取得）
第６条　この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　この定款その他の規則に違反したとき。
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）
第１０条　会員は、前２条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）　第７条の支払い義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）　成年被後見人又は被保佐人となったとき。
（３）　総正会員が同意したとき。
（４）　当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体会員にあっては、当該団体が解散したとき。

（会員資格喪失等に伴う権利及び義務）
第１１条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　この法人は、会員が任意退会又はその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　　総　　会

（構　成）
第１２条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　限）
第１３条　総会は、次の事項について決議する。
（１）　会員の除名
（２）　理事及び監事の選任又は解任
（３）　入会金及び会費の額
（４）　理事及び監事の報酬額
（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（６）　定款の変更
（７）　解散及び残余財産の処分
（８）　合併及び事業の全部又は一部の譲渡
（９）　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）
第１４条　総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。
２　定時総会は、毎年度５月に１回開催する。
３　臨時総会は、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
２　総正会員の議決権の５分の１以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記した書面により、招集の請求があったとき。
３　会長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
４　総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会議開催の日の１０日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第１６条　総会の議長は、会長、副会長及び専務理事を除く出席正会員の中から、その都度選出する。

（議決権）
第１７条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）
第１８条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該

正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）　会員の除名

（２）　監事の解任

（３）　定款の変更

（４）　解散

（５）　合併及び事業の全部又は一部の譲渡

（６）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選出する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１９条　総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録署名委員は、その都度、出席会員のうちから２名選出し、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　役　員　等

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理　　事　　５名以上２２名以内

（２）　監　　事　　１名以上２名以内

２　理事のうち、１名を会長、１名以上３名以内を副会長、１名を専務理事、１名以上７名以内を常任理事とする。

ただし、副会長と専務理事は兼任することができる。

３　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

４　専務理事は常勤とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、正会員（法人の場合にあっては第５条第３項で届け出た者）の中から、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　第１項の規定にかかわらず、正会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事２名以内又は監事１名を総会の決議によって選任することができる。

４　理事のうち、理事のいずれか１人とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その業務を代理し、又はその業務を行う。
３　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
４　常任理事は、常任理事会を構成し、総会及び理事会に属せしめられた事項以外の事項について議決し、及び執行する。
５　会長並びに専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２４条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　役員は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任と辞任）
第２５条　理事及び監事は、総会の決議により、これを解任することができる。
２　役員が辞任しようとするときは、書面による辞任願いを会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（役員の報酬等）
第２６条　役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び第２１条第３項により選任された正会員以外の監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（責任の免除）
第２７条　当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第１１４条第１項により理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）
第２８条　この法人に任意の機関として顧問５名以内を置くことができる。
２　顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
３　顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対し、意見を述べることができる。
４　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
５　前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
６　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

第６章　　理　事　会

（構成）
第２９条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３０条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務の執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

（招集）
第３１条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、各理事が理事会を招集する。
３　会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
４　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（議長）
第３２条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事がこれに当たる。

（決議）
第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　議長及び出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規程）
第３５条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

（常任理事会への委任）
第３６条　理事会は、その所管事項のうち軽易なものについては、議決に基づき、その決定等を常任理事会に委任することができる。

第７章　会　計

（事業年度）
第３７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）公益目的支出計画実施報告書
（４）貸借対照表
（５）損益計算書（正味財産増減計算書）

（６）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時総会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号及び第５号の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第８章　　基　金

（基金の募集）
第４０条　当協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
２　基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議を要する。

（基金の拠出者の権利）
第４１条　拠出された基金は、その拠出後に開催される定時総会の終結の時までは返還しない。
（基金の返還の手続）
第４２条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第９章　　定 款 の 変 更 及 び 解 散

（定款の変更）
第４３条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第４４条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）
第４５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第１０章　　公　告　の　方　法

（公告の方法）
第４６条　この法人の公告は電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官

報に掲載する方法による。

第１１章　事　務　局

（設置等）
第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長は、専務理事が兼務することができ、事務局長及び職員は会長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第１２章　補　則

（委任）
第４８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

附　則（平成２３年５月２４日）

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は川治正則とし、専務理事は長谷川寿夫とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第３７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則（令和３年５月２０日定時総会議決）

１　第２０条（役員の設置）の改正規定は、令和３年５月２０日から施行する。

附　則（令和５年５月２９日定時総会議決）

１　第３条（目的）および第４条（事業）の改正規定は、令和５年５月３０日から施行する。

２　第８章（基金）の第４０条（基金の募集）、第４１条（基金の拠出者の権利）および第４２条（基金の返還の手続）の追加規定は、令和５年５月３０日から施行する。